

付 録

工業統計調査規則
工業調査票 甲
工業調査票 乙

工業統計調査規則

昭和 26 年 12 月 28 日
通商産業省令第 81 号
最終改正 平成 16 年 12 月 8 日
経済産業省令第 112 号

(省令の目的)

第 1 条 工業統計調査（指定統計第 10 号。以下「工業調査」という。）の施行は、この省令の定めるところによる。

(調査の目的)

第 2 条 工業調査は、工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

(調査の期日)

第 3 条 工業調査は、毎年 12 月 31 日現在によって行う。

(調査の範囲)

第 4 条 工業調査は、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件（平成 14 年 3 月 7 日総務省告示第 139 号）に定める日本標準産業分類に掲げる大分類 F-製造業に属する事業所（国に属する事業所を除く。）について行う。

(調査の種類)

第 5 条 工業調査は、甲調査及び乙調査とする。

2 甲調査は、前条に規定する事業所であって、従業者 30 人以上のもの（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店であるものを除く。）について行う。

3 乙調査は、前条に規定する事業所であって、従業者 29 人以下のもの（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店であるものを除く。）について行う。

(調査事項)

第 6 条 工業調査は、次に掲げる事項について行う。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 本社又は本店の名称及び所在地
- 三 他事業所の有無
- 四 経営組織
- 五 資本金額又は出資金額
- 六 従業者数
- 七 常用労働者毎月末現在数の合計
- 八 現金給与総額
- 九 原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費
- 十 有形固定資産
- 十一 リース契約による契約額及び支払額
- 十二 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額
- 十三 製造品の出荷額、在庫額等
- 十四 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及び修理料収入額の合計金額
- 十五 内国消費税額（酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計額をいう。）
- 十六 製造品出荷額に占める直接輸出額の割合
- 十七 主要原材料名
- 十八 作業工程
- 十九 工業用地及び工業用水

(調査票の様式)

第 7 条 甲調査及び乙調査は、それぞれ経済産業大臣が定める様式による工業調査票甲及び乙（以下「調査票」と総称する。）によって行う。

2 経済産業大臣は、前頁の様式を定めたときは告示する。

(申告義務)

第8条 第4条に規定する事業所の管理責任者（以下「申告義務者」という。）は、第5条の区分に従い、調査票に掲げる事項について申告しなければならない。

(準備調査)

第9条 都道府県知事は、調査を受ける事業所を確定するため、工業調査の実施に先立って第17条第1項に規定する工業調査員に準備調査を行わせ、経済産業大臣が定める様式により、工業調査準備調査名簿（以下「準備調査名簿」という。）1部を市町村長（東京都内の区のある地域では区長。以下同じ。）の定める日までに作成させなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

(調査の方法)

第10条 工業調査は、第17条第1項に規定する工業調査員が申告義務者に配布する調査票によって行う。

2 申告義務者が調査票の配布を受けなかったときは、その事業所の所在地を管轄する市町村長にその旨を申し出て配布を受けなければならない。

(調査票の提出)

第11条 申告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、記名して、1部を市町村長の定める日までに第17条第1項に規定する工業調査員に提出しなければならない。

2 前項の規定により調査票の提出を受けた工業調査員は、当該調査票を当該工業調査員の第17条第3項に規定する担当調査区を管轄する市町村長に提出しなければならない。

第12条 市町村長は、市町村（東京都内の区のある地域では区。以下同じ。）内の準備調査名簿及び調査票を整理した上、審査し、準備調査名簿については、その写し1部を作成して保存し、準備調査名簿1部及び調査票1部を都道府県知事の定める日までに都道府県知事に提出しなければならない。

第13条 都道府県知事は、受理した準備調査名簿及び調査票を整理した上、審査し、準備調査名簿の写し1部及び調査票の写し1部を作成して保存し、調査票の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を作成して保存し、準備調査名簿の内容を記録した電磁的記録を作成しなければならない。

2 都道府県知事は、準備調査名簿1部及び準備調査名簿の内容を記録した電磁的記録を翌年5月31日までに、調査票1部及び調査票の内容を記録した電磁的記録を従業者4人以上の事業所については翌年6月30日までに、従業者3人以下の事業所については翌年8月10日までに、それぞれ経済産業大臣に提出しなければならない。

(事故の場合の措置)

第14条 市町村長は、天災事変その他避けることのできない事故のため、第12条に規定する都道府県知事の定める日により難いときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告があった場合には、都道府県知事は、直ちに、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

3 前項の規定による報告があった場合には、経済産業大臣は、第13条に規定する期限を、第1項の報告を行った市町村の地域に限り、別に定めることができる。

4 経済産業大臣は、前項の規定により第13条に規定する期限を別に定めたときは、その旨を告示する。

第15条及び第16条 削除

(統計調査員)

第17条 工業調査の事務に従事させるため、統計法第12条第1項に規定する統計調査員として都道府県に設置されるものは、次項に規定する事務を適正に執行する能力を有する者（次の各号に掲げる者を除く。以下「工業調査指導員」という。）及び第4項に規定する事務を適正に執行する能力を有する者（次の各号に掲げる者を除く。以下「工業調査員」という。）とする。

一 国税徴収法（昭和34年法律第147号）第2条第11号に規定する徴収職員又は地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第3号に規定する徴税吏員。

二 警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項に規定する警察官又は同法第55条第1項に規定する警察官

2 工業調査指導員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、工業調査員に対する指導、調査票その他の調査関係書類の検査及びこれに附帯する事務を行う。

3 工業調査員は、市町村長から指定された調査区（以下「担当調査区」という。）を担当する。

4 工業調査員は、市町村長の調査実施上の指導及び工業調査指導員の指導を受けて、担当調査区内にある事業所に係る調査票の配布及び取集、調査関係書類の作成その他これらに附帯する事務を行う。

第18条 削 除

(実地調査)

第19条 統計官、統計主事その他工業調査に関する事務に従事する者、工業調査指導員及び工業調査員は、統計法第13条の規定により、必要な場所に立ち入り、第6条第6号から第19号までに掲げる調査事項について検査し、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問することができる。この場合には、職務を示す証票を示さなければならない。

(集計及び公表)

第20条 経済産業大臣は、調査票を審査した上、集計し、その結果を速やかに公表する。

(調査票等の保存期間)

第21条 市町村長の保存する準備調査名簿の写し並びに都道府県知事の保存する準備調査名簿の写し及び調査票の写しの保存期間は、2年とし、経済産業大臣の保存する準備調査名簿、調査票及び集計票の保存期間は、3年とする。

2 都道府県知事の保存する調査票の内容を記録した電磁的記録の保存期間は2年とし、経済産業大臣の保存する準備調査名簿、調査票及び集計表の内容を記録した電磁的記録は永年保存とする。

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 昭和25年工業センサス規則（昭和25年通商産業省令第99号。以下「旧規則」という。）は廃止する。
- 3 旧規則の規定による準備調査名簿及び調査票は、それぞれこの省令の規定による準備調査名簿および調査票とみなす。ただし、その保存については、なお従前の例による。
- 4 この省令施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 5 平成16年の乙調査は、第5条第3項に規定する全事業所のうち、従業者4人以上のものについてのみ行う。



工業統計調査
指定年度
第 10 号

工業調査票甲

(従業者30人以上の事業所用)

市区町村番号	調査区番号	工業調査票番号

1 事業所の名称及び所在地 (フリガナ) 電話 () 局 番

〒 () 市区 丁目 番地ビル

2 本社又は本店の名称及び所在地 (フリガナ) 電話 () 局 番

〒 () 市区 丁目 番地ビル

3 他事業所の有無

4 経営組織

5 資本金額又は出資金額 (会社に限る) (単位:万円)

6 従業者数 (年末現在)

7 常用労働者毎月末現在数の合計

8 現金給与総額 (年間)

9 原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費 (年間)

10 工業用地及び工業用水

QA 事業所敷地面積及び建築面積 (年末現在) (貸借を含む)

QB 事業所敷地面積には、事業所で使用 (賃借を含む) している敷地の全面積を記入してください。

IC 事業所敷地面積には、上記の「敷地面積」内にある、すべての建築物の面積の合計を記入してください。

10 有形固定資産 (単位:万円)

11 リース契約による契約額及び支払額 (消費税額を含む) (単位:万円)

12 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額 (単位:万円)

13 製造品の出荷額、在庫額等

ウ 加工賃収入額 (年間)

エ 修理料収入額 (年間)

14 13のア、ウ、エの合計金額

15 酒税、たばこ税、揮発油税、地方道諸税の合計額 (消費税を除く内国消費税額) (年間)

16 製造品出荷額に占める直接輸出の割合 (年間)

17 主要原材料名

18 作業工程

19 1日当り水取別用水量 (単位:立方メートル)

20 1日当り用途別用水量 (単位:立方メートル)

10 有形固定資産 (単位:万円)

11 リース契約による契約額及び支払額 (消費税額を含む) (単位:万円)

12 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額 (単位:万円)

13 製造品の出荷額、在庫額等

ウ 加工賃収入額 (年間)

エ 修理料収入額 (年間)

14 13のア、ウ、エの合計金額

15 酒税、たばこ税、揮発油税、地方道諸税の合計額 (消費税を除く内国消費税額) (年間)

16 製造品出荷額に占める直接輸出の割合 (年間)

17 主要原材料名

18 作業工程

19 1日当り水取別用水量 (単位:立方メートル)

20 1日当り用途別用水量 (単位:立方メートル)

★この調査票は統計法第18条第1項第1号に基づき指定統計調査で調査対象事業所は申告の義務があります。

★この調査票は統計法第18条第1項第1号に基づき指定統計調査で調査対象事業所は申告の義務があります。

★この調査票は統計法第18条第1項第1号に基づき指定統計調査で調査対象事業所は申告の義務があります。

甲17年

甲17年

経済産業省

記入注意

調査項目の説明

6 従業者数

- (1) 「個人事業主及び無給家族従業者」とは、業務に従事している個人事業主と、その家族で無報酬で常時就業している者をいいます。したがって、業務にたずさわっていない事業主と、その家族で手伝い程度のもは含めないでください。
- (2) 「常用労働者」とは、次の(ア)～(ホ)のいずれかの従業者をいい、これを「正社員、正職員等」、「パート・アルバイト等」、「出向・派遣受入者」別に記入してください。
- (ア) 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者。
- (イ) 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、11月と12月にそれぞれ18日以上雇われた者。
- (ウ) 他の企業からの出向従業者、人材派遣会社からの派遣従業者は上記に準じて扱います。
- (エ) 兼役、理事など役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。
- (ホ) 事業主の家族で、その事業所に属している者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。
 - ① 「正社員、正職員等」には、雇用されている者で一般に「正社員」、「正職員」等と呼ばれている者を記入し、他企業に出向している者を除きます。
 - ② 「パート・アルバイト等」には、一般に「パートタイマー」、「アルバイト」、「嘱託」又はそれに近い名称で呼ばれている者を記入してください。
 - ③ 「出向・派遣受入者」には、他の企業から受け入れている出向者、及び人材派遣会社からの派遣者を記入してください。
- (3) 「臨時雇用者」には、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者を12月給与の帳簿締切日現在で記入してください。

7 常用労働者毎月未現任数の合計

「常用労働者」の1月から12月までの毎月末の現在数を合計したものです。したがって個人事業主、無給家族従業者、臨時雇用者は、含めないでください。

8 現金給与総額

- (1) 所得税、保険料、組合費などを差し引かない、いわゆる税込みの金額を記入してください。
- (2) 「常用労働者のうち雇用者に対する基本給、贈与手当と特別に支払われた給与(期末賞与等)」の額
- (ア) 労働契約、団体協約、給与規則などによって、あらかじめ定められている給与条件によるものをいいます。基本給のほか、家族手当、超過勤務手当、運動手当、休業手当などと、一時的な理由により特別に支払われた結婚手当、期末賞与などを記入してください。
- (イ) ただし、出向・派遣受入者に対する支払は除いてください。
- (3) 「その他の給与額」
常用労働者のうち雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に対する支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額などを記入してください。

9 原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費

消費税額を含んだ金額を記入してください。

(1) 「原材料使用額」

- (ア) 燃料以外のすべての製造加工用の原材料及び工場維持管理のための材料、備品、消耗品、購入した水などのうち、実際に使用した総使用額をいいます(購入額を記入するものではありません)。
- (イ) 原材料を使用し中間製品を作り、さらにこの中間製品を製造加工のために使用した場合は、はじめに使用した原材料費だけを記入してください。
- (ウ) 同じ企業に属する他の事業所から受け入れたもの及び農産、林業、水産業、鉱業活動によって自家取得したものの使用額も亦償に換算して記入してください。
- (エ) 燃料として使用されるものでも、原料として使用された場合、例えばコークス製造用の石炭、ゴム溶剤に用いられた石油などは、原材料使用額に含めてください。
- (2) 「燃料使用額」には、暖房用も含みます。なお、同じ企業に属する2以上の事業所に送電している自家発電所が使用した石炭、石油などの使用額は、製造品出荷額等の最も多かった事業所にまとめて記入してください。
- (3) 「電力使用額」には、工場の電灯用も含みます。なお、自家発電によるものは除きます。
- (4) 「委託生産費」とは、原材料又は製造した製品を他企業の事業所に支給して製造加工を委託した場合に支払う加工賃をいいます。

10 有形固定資産

事業所が所有するすべての有形固定資産(事業所構外のものを含む。)を帳簿価額によって記入してください。

- (1) 「年初現在高」には、「土地」と「土地を除く有形固定資産(建物、構築物、機械、

一般注意

調査期間が年間となっている事項については、平成17年1月1日から12月31日までの1年間の実績について記入してください。ただし、毎月の帳簿締切(例えば25日)が決まっている事業所では、平成17年12月の帳簿締切日からさかのぼって1年間の実績について記入しても差し支えありません。

- 装置、船舶、車両、遊機具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等)の両方を、それぞれ記入してください。
- (2) 「取得額」
 - (ア) 購入、建設、自家製作、同じ企業に属する他の事業所からの受け入れ、建設仮勘定からの振り替え、取得の際の帳簿価額又は振り替えの際の評価額で記入してください。外国から直接輸入したものの(貿易業者などを通じて輸入したものを含む)は、中古のものでも新規のものともみなします。
 - (イ) 増改築、改造、増設などによって、既存の資産の帳簿価額が増加した場合は、その増加額を記入してください。ただし、帳簿再評価による固定資産の増加は、記入しないでください。
 - (3) 「除却額」には、売却、撤去、同じ企業に属する他の事業所への引き渡し又は滅失による除却額を「土地」と「有形固定資産計(土地を除く。)」に区分して記入してください。
 - (4) 「減価償却額」には、減価償却費として、有形固定資産勘定から控除した金額又は、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた金額を記入してください。
 - (5) 「建物、構築物」
 - (ア) 建物には、工場、事務所のほか、事業所の固定資産台帳に含まれている社宅、その他経営附属物(隣りのものを含む)並びに附属設備を含めてください。
 - (イ) 構築物には、ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突、その他土地に定着する土木設備、工作物、舗道、駐車場など、減価償却の対象となるものを含めてください。
 - (6) 「建設仮勘定」を設定している事業所は、借方に加えられた金額を「増」に、この勘定から有形固定資産又は他の勘定に振り替えられた金額の合計を「減」に記入してください。
- 11 リース契約による契約額及び支払額
 - (1) リースとは、「賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を超え、契約期間中原則として中途解約のできないもの」をいいます。
 - (2) 「リース契約額」には、新規に契約したリースのうち、平成17年1月から12月までに検収が完了し物件借受証を交付した物件に対するリース契約額(リース料総額)の合計金額を、「リース支払額」には、事業所に存在するすべてのリース物件(平成17年以前に契約したものを含む)に対する年間の支払リース料の合計金額を、それぞれ消費税額を含んだ金額で記入してください。
 - (3) リース取引を売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っている場合は、リースには記入せず、有形固定資産の項目に帳簿価額によって記入してください。
- 12 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額
 - (1) 「在庫額」には、事業所が所有するものを記入し、下請加工のために、他から支給された原材料及び下請加工した製造品は、含めないでください。
 - (2) 金額は、帳簿価額によって記入してください。それが難しいときは、見積り市価によってください。
- 13 製造品の出荷額、在庫額等
消費税等内国消費税額を含んだ金額で記入してください。ただし、在庫額については、帳簿価額によって記入してください。
 - (1) 「製造品」には、副産物、製造工程から出たくず、廃物も記入してください。
 - (2) 「製造品名」、「貸加工品名」、「番号」、「数量単位名」などの記入に当たっては、調査票と同時に配った「商品分類表」によって記入してください。
 - (3) 調査票欄に書ききれないときは、補助用紙を用いてください。その際、調査票に「以下別紙」と記入するとともに、補助用紙には必ず事業所名を記入してください。ただし、補助用紙を用いた場合でも合計数字は、調査票の「製造品出荷額引」又は「製造品在庫額計」欄に記入してください。
 - (4) 「ア 品目別製造品出荷額」
 - (ア) 同じ企業に属する他の事業所へ引き渡したものの、原材料又は製造した製品を他企業の事業所に支給して製造加工させて出荷した製造品も含まれます。
 - (イ) 同じ企業に属する二つ以上の事業所に送電している自家発電所が、余剰電力を他に販売した場合は、この販売電力を製造品出荷額等の最も多かった事業所の出荷額に記入してください。
 - (ウ) 割引、値引されたものは、その分を差し引いてください。
 - (エ) 同じ企業に属する他の事業所へ引き渡したものは、市価によって出荷額を記入してください。
 - (5) 「イ 品目別製造品在庫額」には、半製品及び仕掛品は含めないでください。
 - (6) 「ウ 加工賃収入額」には、他の企業の事業所が所有する原材料又は製品に加工して平成17年中に引き渡したのに対して受け取る加工賃を記入してください。

(注) この調査において加工賃というのは、他の企業の事業所から支給された主要原材料によって製造し、あるいは他の企業の事業所の所有する製品、半製品に加工処理を加え、これによって加工賃を受け取る場合に限ります。したがって、普通に加工業と呼ばれる産業に属する事業所でも、自己の所有する原

材料や製品に加工する場合は、この事業所の「製造品」となりますから、これらは「品目別製造品出荷額」に記入してください。

- (7) 「エ 修理料収入額」には、他人のものを修理して受け取る修理料を記入してください。
- (注) 船舶、鉄道車両の修理、航空機及び航空機用原動機のオーバーホールなどは、「修理」としないでください。自己所有の原材料によって修理をした場合は、「品目別製造品出荷額」に記入し、他から原材料の支給を受けた場合は、「加工賃収入」に記入してください。
- 15 酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税の合計額(消費税を除く内国消費税額)納税ベースで記入してください。
- 16 製造品出荷額に占める直接輸出額の割合
直接輸出とは、事業所が直接自社又は自己名義で通関手続を行い、輸出許可証の交付を受けたものをいい、商社等他の企業を経由して輸出したものは除きます。製造品出荷額に占める直接輸出額の割合を小数点第2位まで記入してください。
- 17 主要原材料名
購入又は支給されて使用した原材料のうち、主なものを入力してください。購入又は支給された原材料を使用して中間製品を作り、さらにこの中間製品を原材料として製品を作る場合は、最初に購入又は支給された原材料名を入力してください。
- 18 作業工程
製造品の出荷額、在庫額等に記入した製造品及び貸加工品のうち、主なものについて、この事業所の作業工程を段階的に説明してください。2種類以上の製法のある製造品については、そのうちのどの製法によっているか、また、機械によっているか、手作業によっているか、要点を明確に記入してください。
- 19 工業用地及び工業用水
 - (1) 「ア 事業所敷地面積及び建築面積」
 - (ア) 事業所敷地面積には、事業所で使用(賃借を含む)している敷地の全面積を記入してください。ただし、倉庫、住宅、寄宿舎、クラッド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地が、生産設備などのある敷地と、道路(公道)、へい、さくなどにより、明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が、何らかの方法で区別できる場合は除いてください。
なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含めてください。
 - (イ) 事業所建築面積には、上記の「敷地面積」内にあるすべての建築物の面積の合計を記入してください。
 - (2) 「工業用水」とは、事業所内で生産のために使用される水(従業者の飲料水、雑用水を含む。)をいいます。
 - (3) 「1日当り用水量」とは、1月1日から12月31日までの1年間に、この事業所で使用した工業用水の総量を操業日数で割ったものです。
 - (4) 「イ 1日当り水深別用水量」
 - (ア) 「公共水道」には、都道府県又は市町村によって経営される工業用水道又は水道から供給を受ける水の量を記入してください。
 - (イ) 「工業用水道」とは、飲用に適さない工業用水を供給するものです。
 - (ウ) 「井戸水」には、浅井戸、深井戸又は湧水から取水する水の量を記入してください。
 - (エ) 「その他の淡水」には、上記のいずれにも属さない「目取水」以外のもので、例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水する水(地表水)及び河川敷又は旧河川敷内において集水堰きょによって取水する水(伏流水)、農業用水路から取水する水、他事業所から供給を受ける水などの量を記入してください。
 - (オ) 「回収水」には、この事業所内で一度使用した水を循環させて使用している水の量を記入してください。
 - (5) 「ウ 1日当り用途別用水量」
 - (ア) 「ボイラ用水」とは、ボイラ内で蒸気を生産させるために使用される水をいいます。
 - (イ) 「原料用水」とは、製品の製造過程において、原料としてそのまま用いられる水、あるいは製品原料の一部として添加使用される水をいいます。
 - (ウ) 「製品処理用水」とは、原料、半製品、製品の乾燥・洗浄・溶解など、物理的な処理を加えるために使用される水をいいます。例えば、バルブ製造工程におけるバルブの洗浄溶解水、ビスコース製造工程におけるカセソダの溶解水、染色用水などです。
 - (エ) 「洗じょう用水」とは、工場設備又は製品の洗じょう用に使用される水をいいます。
 - (オ) 「冷却用水・温調用水」とは、工場の設備又は原料、半製品、製品などの冷却用に使用される水(冷却水)、工場内の温度又は湿度の調整のために使用される水(温調水)をいいます。

備考欄

「休業中」、「操業準備中」、「操業開始後未出荷」の事業所は、その旨をこの欄に記入してください。

★★★★

この調査票は、統計調査員の一部提出していただき、調査票は経済産業省に送付され、厳重に保管されます。記入に当たっては、各項目の説明をよく読んでいただき、記入してください。欄は市区町村又は都道府県、○欄は都道府県で記入してください。

乙17年

○	●	●
市区町村番号	調査区番号	工業調査事業所番号



工業統計調査
指定統計
第10号

工業調査票乙

(従業者29人以下の事業所用)

業	種	番
---	---	---

この調査は、統計法(昭和二十二年法律第十八号)に基づく指定統計調査で、調査対象の事業所は申告の義務があります。

乙17年

経済産業省

1 事業所の名称及び所在地 電話() 局 番

(フリガナ)

〒() 市区 丁目 番地 番号
都道 市区 丁目 番地
府県 郡 町村 ビル

2 本社又は本店の名称及び所在地 電話() 局 番

1の事業所の名称及び所在地と同じ場合は、同上と記入して下さい。

〒() 市区 丁目 番地 番号
都道 市区 丁目 番地
府県 郡 町村 ビル

3 他事業所の有無 あてはまる番号一つに○を付けてください。
1 工場が一つで、本社・本店はこの工場と同じ場所にある。
2 工場が一つで、本社・本店はこの工場と異なった場所にある。
3 工場が二つ以上ある。(上記1、2以外)

4 経営組織 あてはまる番号一つに○を付けてください。
1 会社(株式、有限、合資、合名)
2 組合・その他の法人
3 個人

5 資本金額又は出資金額 (会社に限る。)(単位:万円)
平成17年末現在払込済みの資本金の額
又は出資金の額を記入してください。

6 従業者数(年末現在)
①個人事業主及び無給家族従業者 ②正社員、正職員等 ③パート、アルバイト等 ④出向・派遣受入者 ⑤計(①~④の計) ⑥臨時雇業者

7 現金給与総額(年間)(期末賞与、退職金等を含む。)(単位:万円)
退職金を含む場合は、その旨、備考欄に記入してください。

8 原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費(外注加工費)の合計金額(年間)(消費税を含む。)

(1) 原材料、燃料、電力の使用額は、他から購入したものと、同じ企業の他の事業所から受け入れたものなどのうち、実際に製造又は加工に使用した総使用額をいいます(購入額を記入しないでください。)

(2) 委託生産費は、原材料又は製品を他企業の事業所に支給して製造、加工を委託した場合、これに支払った加工費又は支払うべき加工費をいいます。

(3) 金額欄には(1)と(2)の合計金額を記入してください。

備考

○A ○B

9 製造品出荷額等
(1) 製造品とは、自己の所有する原材料によって製造された製品をいい、製造品には副産物、製造工程から出たくず、廃物も記入してください。
(2) 製造品には、原材料を他に支給して製造させたものを含め、仕入れてそのまま販売するものは含めないでください。
(3) 同じ企業の他の事業所へ引き渡したのもも製造品出荷額に含めてください。
(4) 製造品名、貸加工品名、番号、数量単位名などの記入に当たっては、商品分類表を参照してください。
(5) 出荷額は、工場出荷額によって記入してください。

ア 品目別製造品出荷額(年間)(消費税等内国消費税額を含む。)

番号	製造品名	数量単位名	数量	金額(単位:万円)			
				千	百	十	万

製造品出荷額計 ★

イ 加工賃収入額(年間) 他企業の所有する原材料又は製品に貸加工して平成17年中に引き渡したのに対して、受け取った加工賃又は受け取るべき加工賃を記入してください(消費税額を含む。)

番号	貸加工品名	金額(単位:万円)			
		千	百	十	万

加工賃収入額計 ★

11 酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税の合計額(消費税を除く内国消費税額)(年間)
納付税額又は納付すべき税額の合計。 100000

ウ 修理料収入額(年間)(消費税額を含む。)
(修理した品物の名称を記入してください。) 880000 ★

10 9のア、イ、ウの合計金額 110000 ★印合計

12 製造品出荷額に占める直接輸出額の割合(年間) %
(直接輸出とは、自己又は自社名義で通関手続を行ったものをいいます。)
小数点第2位まで記入してください。 120000

14、15項は帳簿価額によって記入し、その価額が消費税込みか、抜きであるか、次のいずれかを○で開んでください。 → 1.込み 2.抜き

14 有形固定資産(借用の場合は、この欄には記入せず、その旨、備考欄に記入してください。)(単位:万円)
(1) 有形固定資産(土地を除く。)には建物、構築物、機械、装置、船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品などを帳簿価額で記入してください。
(2) 取得額には、購入、建設、自家製作、同じ企業に属する他の事業所からの受け入れ、増改築、建設仮勘定からの振替えなどによる取得額を記入してください。
(3) 除却額には、売却、撤去、滅失、同じ企業に属する他の事業所への引渡しなどによる除却額を記入してください。
(4) 減価償却額には、減価償却費として有形固定資産勘定から控除した金額又は減価償却累計額として当期に引き当てられた金額を記入してください。

	土 地				有形固定資産(土地を除く。)			
	百	十	千	万	百	十	千	万
年初現在高								
取得額(年間)	×	×	×	×	×	×	×	×
除却額(年間)								
減価償却額(年間)	×	×	×	×	×	×	×	×

13 主要原材料名及び簡単な作業工程
ア 購入したもの イ 支給されたもの(無償)
ウ 作業工程(9項に記入した製造品の製造又は加工についての作業工程を記入してください。)

15 製造品在庫額、半製品及び仕掛品額の合計金額(原材料、燃料の花束を除く。)(単位:万円)
(1) 事業所の所有するものについて記入してください。
(2) 原材料を他に支給して製造させた委託生産品を含め、他から支給された原材料による委託加工品と仕入れてそのまま販売するものは含めないでください。
(3) 金額は帳簿価額によってください。

	百				千				万			
	十	百	十	万	百	十	千	万	百	十	千	万
年 初												
年 末												

申告者(代表者)の記名

本票の内容について回答できる人の職・氏名

統計資料 利用の御案内

1 統計部のホームページ 利用の御案内

統計部で公表している、各種統計情報をホームページでご覧になれます。

下記アドレスにアクセスして御利用ください。

☆アドレス 東京都のトップページ <http://www.metro.tokyo.jp/>
から、中段左の「●統計資料」をクリックしてください。

問い合わせ先 総務局統計部調整課統計広報係

電話 03-5321-1111 (代表) 内線25-435~6
03-5388-2516 (ダイヤルイン)

2 統計資料室 利用の御案内

統計資料室では、主に東京都総務局統計部が発行した統計報告書を保管しており、これらの閲覧、複写サービスなどを行っています。

場所 東京都庁第一本庁舎14階南側
総務局統計部調整課内統計資料室

利用時間 午前9時～午後5時
ただし、正午から午後1時までの時間を除きます。

休室日 土曜、日曜、祝祭日、その他の都庁閉庁日

複写料金 1枚10円 (民間資料等著作権法上複写のできない資料もあります。)

保管資料数 約12,470冊 (平成18年4月1日現在。CD-ROMを含む。)
保管統計資料一覧は上記のホームページの「統計資料室」でご覧になれます。

連絡先 TEL03-5321-1111 (代表) 内線25-484
TEL03-5388-2524 (ダイヤルイン)

統計書の御案内（東京都総務局統計部）

平成19年3月

東京都総務局統計部では、次の統計書を編集・刊行しています。これらの統計書は、統計部調整課「統計資料室」（都庁第一本庁舎14階南側）で閲覧、複写サービス（有料）を行っています。都庁代表03-5321-1111 内線25-484／直通03-5388-2524

◎印の統計書は有償頒布しています。都民情報ルーム（都庁第一本庁舎3階北側 電話03-5388-2276）までお問い合わせください。

統計書の名称	刊行 周 期	直近刊行 (予定)年月	掲 載 内 容	担当係 内 線
総合統計書等				
◎東京都統計年鑑(平成17年)	毎 年	19年 3月	都の代表的な総合統計書	25-481
暮らしととうけい(2007年)	毎 年	19年 3月	グラフによる一般都民広報用統計書	25-435
大都市比較統計年表(平成17年)	毎 年	19年 3月	政令指定都市の基本統計を収録	25-481
◎東京都社会指標(平成18年度)	毎 年	19年 3月	都民生活の諸側面を示す指標を体系的に収録	25-473
統計調査結果及び加工分析結果報告書				
人 口				
東京都住民基本台帳人口移動報告(平成17年)	毎 年	18年 9月	月別、男女別、他府県間及び区市町村間の移動者数	25-511
◎住民基本台帳による東京都の世帯と人口(平成19年1月)	毎 年	19年 3月	1月1日現在の区市町村・年齢・町丁別世帯と人口	〃
東京都の人口(推計)	毎 月		1日現在の区市町村・男女別推計人口、世帯数等	〃
人口の動き(平成18年中)	毎 年	19年 3月	転入転出・出生死亡等の変動要因別人口の動き	〃
東京都区市町村町丁別報告(平成12年国勢調査結果)	5 年	15年 3月	町丁別、年齢別、男女別人口	25-513
東京都の昼間人口(平成12年国勢調査結果)	5 年	15年 3月	地域・男女別昼間人口、15歳以上通勤・通学人口	〃
東京都の人口移動の実態(東京都居住環境等移動理由別人口調査結果)(平成8年)		10年 3月	他府県間、都内間移動者の移動理由別人口	〃
東京都人口の予測(各年テーマを替えて予測)	毎 年		区市町村別人口、男女年齢別人口、昼間人口、就業者数、世帯数について国勢調査年から20年後までを予測	25-486
◎ 東京都区市町村別人口の予測		19年 3月		
東京都男女年齢(5歳階級)別人口の予測		15年 3月		
◎ 東京都昼間人口の予測		15年12月		
◎ 東京都就業者数の予測		17年 3月		
◎ 東京都世帯数の予測		18年 3月		
東京都生命表(平成12年)	5 年	15年 3月	国勢調査年における男女・各歳別平均余命	〃
経 済				
都民経済計算年報(平成16年度)	毎 年	19年 1月	経済活動を生産、分配、支出の3面から推計	25-475
東京都産業連関表(平成12年表)	5 年	18年 3月	産業間の財貨・サービスの取引の状況を推計	25-471
企 業 ・ 事 業 所				
◎事業所・企業統計調査報告(平成16年)	5 年	18年 2月	地域別、産業別事業所数、従業者数等	25-631
農林業センサス東京都結果報告(2005年)	5 年	18年 3月	農林業経営体数、農地・山林面積、販売額等	25-636
漁業センサス結果報告(2003年)	5 年	17年 3月	漁業経営体数、漁船隻数、漁獲高等	〃
◎商業統計調査報告(卸売・小売業)(平成16年)	5 年	18年 1月	事業所数、従業者数、販売額、売場面積等	25-561
◎東京の小売業(小売業業態別集計編)	5 年	18年10月	小売業の業態別(コンビニエンスストア、専門店等)事業所数等	〃
(平成16年商業統計調査報告)				
◎東京の小売業(立地環境特性別集計編)	5 年	17年 2月	小売業の立地環境特性別(商業集積地区等)事業所数等	〃
(平成14年商業統計調査報告)				
◎東京の工業(平成17年工業統計調査報告)	毎 年	19年 3月	事業所数、従業者数、出荷額等	25-581
東京都工業指数(月報)	毎 月		工業生産活動を表した生産・出荷・在庫の指数	25-596
〃 (平成17年版年報)	毎 年	18年 9月	〃	〃
消 費 ・ 物 価 ・ 家 計				
東京の物価(都区部)(小売物価統計調査報告)	毎 月		区部の物価指数(総合、十大費目別等)	25-621
都民のくらしむき(都生計分析調査報告)(月報)	毎 月		世帯の収入と支出(用途・属性・階層別等)	25-661
〃 (都生計分析調査報告)(平成17年年報)	毎 年	18年10月	〃	〃
労 働 ・ 賃 金				
東京都の賃金、労働時間及び雇用の動き	毎 月		労働者数、平均賃金、労働時間等	25-531
(毎月勤労統計調査結果)(月報)				
〃 (毎月勤労統計調査結果)(平成18年年報)	毎 年	19年 3月	〃	〃
東京の労働力(労働力調査結果)(四半期報)	四半期	19年 2月	労働力人口、就業者数、完全失業者数及び完全失業率等	25-541
〃 (労働力調査結果)(平成18年年報)	毎 年	19年 3月	〃	〃
都民の就業構造(平成14年就業構造基本調査報告)	5 年	16年 3月	就業、不就業状態に関する基本的事項	〃
教 育 ・ 文 化				
学校基本調査報告(平成18年度)	毎 年	18年12月	学校数、在学者数、教職員数、卒業者の進路等	25-521
学校保健統計調査報告(平成18年度)	毎 年	19年 2月	幼児、児童、生徒の発育状態(身長、体重、座高)	〃

東京の工業

登録番号 (18) 133

(平成 17 年工業統計調査報告)

平成 19 年 3 月 発行

編集・発行 東京都総務局統計部
商工統計課
〒163-8001
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話 03-5388-2544 (ダイヤル)
03-5321-1111 (代表)
内線 25-581~7

印刷 株式会社 日商
東京都杉並区上高井戸 1-22-4
電話 03-5317-2371